

1 1 月定例教育委員会会議録

公開案件

開催日時	平成27年11月10日（火） 午前9時30分から	
開催場所	教育センター 9階 9-1会議室	
出席者	委員	杉江委員長、金春委員、都築委員、畑中委員、中室教育長 【計5人出席】
	事務局	土田補佐、川上係長、増田
	理事者	【教育委員会】 北谷教育委員会事務局理事、西崎教育総務部長、梅田学校教育部長、石原教育委員会事務局参事、木綿教育総務部次長、堀教育センター次長、錦教育政策課長、中山教育総務課長、池本教職員課長、濱口生涯学習課長、立石文化財課長、森下埋蔵文化財調査センター所長、松田図書館政策課長、吉村一条高等学校事務長、亀井学校教育課長、山本保健給食課長、鈴木地域教育課長、廣岡教育支援課長、八木教育相談課長
開催形態	公開（傍聴人 なし）	
議題	<p>1 教育長報告</p> <p>（1）平成27年度12月補正予算要求について 非公開</p> <p>2 議事</p> <p>議案第39号 奈良市児童生徒就学援助費支給規則について</p> <p>議案第40号 奈良市特別支援教育就学奨励費支給規則について</p> <p>議案第41号 奈良市社会教育委員の委嘱について</p> <p>議案第42号 奈良市公民館条例の一部改正について 非公開</p> <p>議案第43号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について 非公開（西部公民館学園大和分館）</p> <p>議案第44号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について 非公開（南部公民館精華分館）</p> <p>議案第45号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について 非公開（南部公民館東九条分館）</p>	

議案第 4 6 号	公の施設の指定管理者の候補者の選定について 非公開（南部公民館明治分館）
議案第 4 7 号	公の施設の指定管理者の候補者の選定について 非公開（三笠公民館大安寺西分館）
議案第 4 8 号	公の施設の指定管理者の候補者の選定について 非公開（田原公民館横田分館）
議案第 4 9 号	公の施設の指定管理者の候補者の選定について 非公開（田原公民館水間分館）
議案第 5 0 号	公の施設の指定管理者の候補者の選定について 非公開（田原公民館柚ノ川分館）
議案第 5 1 号	公の施設の指定管理者の候補者の選定について 非公開（富雄公民館元町分館）
議案第 5 2 号	公の施設の指定管理者の候補者の選定について 非公開（柳生公民館興ヶ原分館）
議案第 5 3 号	公の施設の指定管理者の候補者の選定について 非公開（柳生公民館邑地分館）
議案第 5 4 号	公の施設の指定管理者の候補者の選定について 非公開（柳生公民館丹生分館）
議案第 5 5 号	公の施設の指定管理者の候補者の選定について 非公開（柳生公民館北野山分館）
議案第 5 6 号	公の施設の指定管理者の候補者の選定について 非公開（若草公民館佐保分館）
議案第 5 7 号	公の施設の指定管理者の候補者の選定について 非公開（興東公民館東里分館）
議案第 5 8 号	公の施設の指定管理者の候補者の選定について 非公開（興東公民館狭川分館）
議案第 5 9 号	公の施設の指定管理者の候補者の選定について 非公開（興東公民館大平尾分館）
議案第 6 0 号	公の施設の指定管理者の候補者の選定について 非公開（春日公民館西木辻分館）
議案第 6 1 号	公の施設の指定管理者の候補者の選定について 非公開（春日公民館大安寺分館）
議案第 6 2 号	公の施設の指定管理者の候補者の選定について 非公開（春日公民館済美南分館）
議案第 6 3 号	公の施設の指定管理者の候補者の選定について 非公開（二名公民館二名分館）
議案第 6 4 号	公の施設の指定管理者の候補者の選定について 非公開（二名公民館西登美ヶ丘分館）
議案第 6 5 号	公の施設の指定管理者の候補者の選定について 非公開（京西公民館平松分館）

	<p>議案第 6 6 号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について 非公開（伏見公民館あやめ池分館）</p> <p>議案第 6 7 号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について 非公開（平城公民館歌姫分館）</p> <p>議案第 6 8 号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について 非公開（飛鳥公民館白毫寺分館）</p> <p>議案第 6 9 号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について 非公開（都跡公民館佐紀分館）</p> <p>議案第 7 0 号 奈良市立図書館協議会委員の委嘱について</p> <p>3 その他 （1）奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業について</p>
<p>決定取り纏め事項</p>	<p>1 教育長報告 （1）平成 2 7 年度 1 2 月補正予算要求については、了承した。非公開</p> <p>2 議事</p> <p>議案第 3 9 号 奈良市児童生徒就学援助費支給規則については、可決した。</p> <p>議案第 4 0 号 奈良市特別支援教育就学奨励費支給規則については、可決した。</p> <p>議案第 4 1 号 奈良市社会教育委員の委嘱については、可決した。</p> <p>議案第 4 2 号 奈良市公民館条例の一部改正については、可決した。 非公開</p> <p>議案第 4 3 号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について （西部公民館学園大和分館）は、可決した。非公開</p> <p>議案第 4 4 号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について （南部公民館精華分館）は、可決した。非公開</p> <p>議案第 4 5 号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について （南部公民館東九条分館）は、可決した。非公開</p> <p>議案第 4 6 号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について （南部公民館明治分館）は、可決した。非公開</p> <p>議案第 4 7 号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について （三笠公民館大安寺西分館）は、可決した。非公開</p> <p>議案第 4 8 号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について （田原公民館横田分館）は、可決した。非公開</p> <p>議案第 4 9 号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について （田原公民館水間分館）は、可決した。非公開</p> <p>議案第 5 0 号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について （田原公民館杣ノ川分館）は、可決した。非公開</p>

議案第 5 1 号	公の施設の指定管理者の候補者の選定について (富雄公民館元町分館)は、可決した。非公開
議案第 5 2 号	公の施設の指定管理者の候補者の選定について (柳生公民館興ヶ原分館)は、可決した。非公開
議案第 5 3 号	公の施設の指定管理者の候補者の選定について (柳生公民館邑地分館)は、可決した。非公開
議案第 5 4 号	公の施設の指定管理者の候補者の選定について (柳生公民館丹生分館)は、可決した。非公開
議案第 5 5 号	公の施設の指定管理者の候補者の選定について (柳生公民館北野山分館)は、可決した。非公開
議案第 5 6 号	公の施設の指定管理者の候補者の選定について (若草公民館佐保分館)は、可決した。非公開
議案第 5 7 号	公の施設の指定管理者の候補者の選定について (興東公民館東里分館)は、可決した。非公開
議案第 5 8 号	公の施設の指定管理者の候補者の選定について (興東公民館狭川分館)は、可決した。非公開
議案第 5 9 号	公の施設の指定管理者の候補者の選定について (興東公民館大平尾分館)は、可決した。非公開
議案第 6 0 号	公の施設の指定管理者の候補者の選定について (春日公民館西木辻分館)は、可決した。非公開
議案第 6 1 号	公の施設の指定管理者の候補者の選定について (春日公民館大安寺分館)は、可決した。非公開
議案第 6 2 号	公の施設の指定管理者の候補者の選定について (春日公民館済美南分館)は、可決した。非公開
議案第 6 3 号	公の施設の指定管理者の候補者の選定について (二名公民館二名分館)は、可決した。非公開
議案第 6 4 号	公の施設の指定管理者の候補者の選定について (二名公民館西登美ヶ丘分館)は、可決した。非公開
議案第 6 5 号	公の施設の指定管理者の候補者の選定について (京西公民館平松分館)は、可決した。非公開
議案第 6 6 号	公の施設の指定管理者の候補者の選定について (伏見公民館あやめ池分館)は、可決した。非公開
議案第 6 7 号	公の施設の指定管理者の候補者の選定について (平城公民館歌姫分館)は、可決した。非公開
議案第 6 8 号	公の施設の指定管理者の候補者の選定について (飛鳥公民館白毫寺分館)は、可決した。非公開
議案第 6 9 号	公の施設の指定管理者の候補者の選定について (都跡公民館佐紀分館)は、可決した。非公開
議案第 7 0 号	奈良市立図書館協議会委員の委嘱については、可決した。

	<p>3 その他</p> <p>(1) 奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業については、了承した。</p>
担 当 課	教育委員会 教育総務課
議事の内容	
委 員 長	皆さんおそろいようですので、11月の定例教育委員会を始めます。開会の前に資料の確認を事務局をお願いいたします。
事 務 局	過日お配りいたしました資料に加えまして、議案第43号から第69号に係る指定管理者選定委員会における審査結果一覧表を配付させていただいております。
委 員 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、本日の委員会は委員全員が出席しておりますので、委員会は成立いたします。</p> <p>ただいまから、11月定例教育委員会を開会いたします。</p> <p>なお、本日の会議録署名委員は金春委員、都築委員のお二人をお願いいたします。</p> <p>本日は傍聴者がおられませんので、早速議事に入らせていただきます。</p> <p>本日の案件は、教育長報告1件、議事32件、その他1件、合計34件です。本日の案件のうち、教育長報告(1)及び議案第42号から議案第69号は「議会の議決を経るべき案件」でありますため、非公開として審議すべきであると思っておりますが、いかがいたしましょうか。</p>
教 育 委 員	異議なし。
委 員 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、教育長報告(1)及び議案第42号から議案第69号は非公開と決定いたします。</p> <p>それでは、まず公開の案件から始めます。</p> <p>議案第39号「奈良市児童生徒就学援助費支給規則について」及び議案第40号「奈良市特別支援教育就学奨励費支給規則について」は、いずれも同様の内容でありますので、教育総務課長から一括してご説明をいただきます。</p>
教育総務課長	<p>資料の1ページをご覧ください。改廃調書を添付させていただいております。2議案合わせて説明させていただきます。</p> <p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する</p>

法律」、いわゆる番号法が平成25年5月24日に公布され、平成28年1月1日よりマイナンバー制度の利用が開始されることになっております。この制度の利用に当たりましては、社会保障や税制度、災害対策の分野に限定をされており、なおかつ法律に基づいた事務でなければ利用することができない規定となっております。

しかしながら、これらの利用方法では非常に限られた範囲の事務しか番号制度の利用ができなくなることから、市民の利便性や行政運営の効率化を考慮した利用が各自治体にできるよう、法では自治体における条例等の制定に基づいた独自の利用を規定しているところでございます。

現在、奈良市で実施している義務教育を対象とした就学援助費や特別支援教育就学奨励費の支給事務につきましては、第39号では7ページ以降、第40号では9ページ以降に資料として添付した要領、要綱で運用しているのが実態でございます。また、国の法律で規定され、番号法で利用できる事務は、学校保健安全法に基づく医療に要する費用に係る就学援助事務のみとなっていて、現状ではそのほかのほとんどの事務については、番号制度を利用することができません。これら就学援助費や特別支援教育就学奨励費の事務におきましては、転入者に所得証明等の提出を求める場合が多く、当該番号制度を利用すると、これら証明等の提出が不要となり、わざわざ市町村に出向き発行してもらう手間や発行費用を省くことができ、市民の利便性を高めることができるとともに、他自治体への照会による事務の効率化が図れるようになります。

したがって、先ほども申しましたように、これらの事務に関しましては、当該番号制度をごく一部の事務を除き現要綱等では利用することができないことから、奈良市就学援助費支給規則及び奈良市特別支援教育就学奨励費支給規則を制定し、番号制度の利用を目指すものです。

内容につきましては、それぞれの要領または要綱に基づき作成をしており、支給対象者、支給費目、支給額、申請、認定、支給方法等を記載するとともに、番号法の利用開始日をもって施行いたします。

一方、現時点の番号制度移行の状況ですが、住民票や税証明等はシステム化により利用を進めていますが、就学援助費や特別支援教育就学奨励費の分野は、番号制度のシステム化が進んでいません。総務省や厚生労働省は当該システム化に対し補助金制度を構築していますが、文部科学省の動きは現在ない状況です。財政担当課とも協議を進めておりますが、文部科学省の動きがある時点で予算化をし、システム化を進める計画でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委 員 長

ありがとうございました。

議案第39号と第40号を一括してご説明いただきました。

この2つの規則の制定の趣旨が同じことはよく理解できますが、児童生徒就学援助費と特別支援教育就学奨励費というものが、この規則(案)で

は、文面上どの点が違っているかをご説明いただけますでしょうか。

教育総務課長

先ほど申しあげましたように、文面の中におきましては、支給対象者、支給費目、支給額、申請、認定、支給方法等について細かく書かれていますので、内容等についてはほとんど変わりがないわけですが、特別支援につきましては、各費用・費目につきまして詳細に書かれているというようなところがございます。

委員長

つまり第40号の特別支援のほうでは、3ページから4ページにかけての別表（第4条関係）として、色々な購入費、参加費等がありますが、この辺のところは児童生徒就学援助費の支給規則よりも、詳しく書いているということですか。

教育総務課長

はい。

委員長

わかりました。

ご意見等がありましたらよろしく願いいたします。

これはマイナンバー制度が適用され、国民一人一人にナンバーが与えられるわけなのですが、必ずしも全員がそれを使うということにはなかなかないだろうと思います。しかし、こういった支給、特別援助も含めた援助費の支給ということについては、やはり所得の把握が大事になりますから、税情報を知るためには、あらかじめこういう規則で決めておかないといけないということでしょう。

教育総務部長

先ほど課長が説明しましたが、マイナンバー制度を活用して就学援助の事務を行おうとすると、条例もしくは規則でその旨のことを書かないといけないということです。今までは要綱でやっておりますが、それを規則にするということでございます。

今は、全部手作業で確認をしており、かつご本人が税関係の情報を直接お取りになって提出していただき、審査しているという状況でございます。それを申請段階でマイナンバーの番号を書いていただくと、こちら側でそれを取りに行くことができますので、ご本人の負担が減ることになります。

一方、全体を今、手作業でやっていますので、できればそれもシステム化したいということなのですが、それはまだ費用面について多少問題があり、国の補助もありませんので、もしそういう補助事業として取り上げてもらえるようであれば、その全体もシステム化できればと考えております。

委員長

わかりました。

他にご質問等ございませんか。

	<p>ご意見、ご質問等ないようですので、議案としては別々になっておりますから、1件ごとに採決させていただきます。</p> <p>まず、議案第39号「奈良市児童生徒就学援助費支給規則について」、採決いたします。</p> <p>本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。</p>
教育委員	異議なし。
委員長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第39号は原案どおり可決することに決定いたしました。続きまして、議案第40号「奈良市特別支援教育就学奨励費支給規則について」、採決いたします。</p> <p>本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんか。</p>
教育委員	異議なし。
委員長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第40号は原案どおり可決することに決定いたしました。それでは、続きまして、議案第41号「奈良市社会教育委員の委嘱について」、生涯学習課長、ご説明ください。</p>
生涯学習課長	<p>奈良市社会教育委員につきましては、平成27年10月5日付での委員1名の辞任に伴いまして、推薦団体である市PTA連合会に推薦を依頼しましたところ、市PTA連合会副会長であります林久美様の推薦をいただきましたので、奈良市社会教育委員に関する条例第2条第2項の規定に基づき、委嘱しようとするものです。委嘱期間につきましては、現在任期期間中でありますため、残任期間である平成28年2月18日までの委嘱となります。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>この件は、教育委員に10月6日付で就任されました畑中委員が、教育委員就任に伴いまして社会教育委員を辞職されましたので、その後任として関係団体からの推薦もあり、林久美さんを社会教育委員に委嘱しようとするものでございます。</p> <p>ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。</p>
金春委員	社会教育委員と教育委員のかけ持ちは、規則的にはできないのですか。
生涯学習課長	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第6条で、兼職の禁止が上がっていますが、ただし地方公共団体の議会の議員もしくは長、また

地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員、これにつきましては選挙管理委員会、人事委員会、公平委員会、公安委員会、固定資産評価審査委員会、農業委員会の委員もしくは監査委員となっており、教育委員は含まれておりません。また、地方公共団体の常勤の職員等についても兼職ということで禁止されておるところでございます。

今回、社会教育委員をされておりました畑中委員が教育委員になられますことに伴いまして、一旦辞任をしていただいたことにつきましては、社会教育委員が教育委員会の諮問機関であり、自分で諮問して、自分で意見を述べるという、両方されておるとい立場になるということからであります。

金 春 委 員

規則的には可能ということなのですか。

教育総務部長

そうでございます。

色々と調べたのですが、具体的にだめだと書かれている法令はございませんでした。ただ、手元資料の3ページに社会教育法が載っておりますが、これの第17条に社会教育委員の職務ということがありまして、その第3項に「教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べる」というような規定がございます。そういたしますと、社会教育委員は教育委員会が議決して決めるわけですから、もし兼ねておられますと、ご自分でご自分を決められて、ご自分からご自分に諮問をして、ご自分に対して意見を言うという、非常にわかりにくい立場になってしまいます。ここは避けたほうがいだろうということでございます。

委 員 長

ありがとうございました。

ほかにございませんか。

ご意見がないようですので、議案第41号「奈良市社会教育委員の委嘱について」採決いたします。

本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。

教 育 委 員

異議なし。

委 員 長

異議なしと認めます。

よって、議案第41号は原案どおり可決することに決定いたしました。続きまして、議案第70号「奈良市立図書館協議会委員の委嘱について」、図書館政策課長、お願いいたします。

図書館政策課長

図書館協議会委員につきましては、図書館法第15条で「当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する」と規定されております。また、奈良市立図書館協議会条例第2条、学校教育・社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者のうち

委員 長	<p>から教育委員会が委嘱または任命し、委員10名以内で組織するとなっており、今回委嘱しようとする委員は、資料1ページの林久美氏でございます。林久美氏につきましては社会教育委員になられますので、社会教育の関係者として図書館協議会委員に委嘱しようとするものでございます。なお、任期につきましては、前任者の残任期間となる平成29年7月28日までとなります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
教育委員	<p>これも先ほどと同じように、畑中委員が社会教育委員を辞職され、林久美さんに委嘱をすることになったわけですが、畑中委員が兼ねておられました図書館協議会委員につきましても、林久美さんに委嘱するということでございます。</p> <p>ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。</p> <p>特にございませんか。</p> <p>ご意見ないようですので、議案第70号「奈良市立図書館協議会委員の委嘱について」、採決いたします。</p> <p>本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。</p>
委員 長	<p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第70号は原案どおり可決することに決定いたしました。それでは、公開案件の最後でございますが、その他(1)「奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業について」教育総務課長、お願いいたします。</p>
教育総務課長	<p>件数につきましては、教育総務課1件、生涯学習課13件、学校教育課5件、地域教育課1件、合計20件でございます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願います。</p>
委員 長	<p>生涯学習課長。</p>
生涯学習課長	<p>生涯学習課です。</p> <p>10月の定例教育委員会でご意見をいただいたことについて、お答えさせていただきます。</p> <p>事業実施日が間近な事業について、同一時期の定例教育委員会に諮っていることについてでございますが、事務局におきましても、以前より協議してきたところでございます。今年の5月にも取り纏めをして、市のホームページに掲載、また後援名義の申請に来られた団体にも周知を図っており、毎月の第3金曜日までに提出していただきましたら、翌月末までに使用承認の結果をお知らせするというようになっておりました。</p>

委員長

前月の教育委員会でご指摘をいただき、関係各課とも協議をさせていただいた中で、原則として事業実施日の前月の定例教育委員会に諮ることができるように書類を提出していただくよう、ホームページの掲載や、関係団体が来庁されたときに説明して、周知徹底してまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いたします。

今月の後援名義にも数件、今月に実施される事業が上がってきております。今後、周知を徹底してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

ありがとうございました。

ほかにご質問等ありませんか。

それでは、その他（１）「奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業について」は、了承いたします。

それでは、続きまして非公開の案件に入ります。

非公開

この審議は、奈良市情報公開条例第２９条第２号の規定により、非公開とする。

教職員課長
地域教育課長

教育長報告（１）「平成２７年度１２月補正予算要求について」、教職員課長、地域教育課長より概要説明。

<異議なし>

本件については、了承した。

生涯学習課長

議案第４２号「奈良市公民館条例の一部改正について」、生涯学習課長より概要説明。

<異議なし>

本件については、原案通り可決した。

生涯学習課長

議案第４３号「公の施設の指定管理者の候補者の選定について（西部公民館学園大和分館）」から議案第６９号「公の施設の指定管理者の候補者の選定について（都跡公民館佐紀分館）」までの２７議案について、生涯学習課長より概要説明。

<異議なし>

本件（２７議案）については、原案通り可決した。

委 員 長

これで、本日の案件はすべて終了いたしました。

ほかに何か、ご意見、連絡事項等がございますか。

それでは、次回12月の定例教育委員会は、12月15日火曜日、午前10時から開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして本日の教育委員会を閉会いたします。